

2019年2月14日

各位

会社名 株式会社テノ・ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 池内 比呂子  
 (コード番号：7037 東証マザーズ  
 ・福証Q-Board)  
 問合せ先 取締役管理本部長 吉野 晴彦  
 (TEL. 092-263-3550)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(2019年2月14日)開催の取締役会において、定款一部変更の件を、2019年3月27日開催予定の第4期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

定款記載内容について所要の整備をいたしました。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 保育施設経営並びに企画・運営 2. 認可保育施設経営及び一時預かり事業の経営並びに企画・運営 3. ベビーシッターの請負サービス 4. ハウスクリーニングサービス 5. 介護サービス 6. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 7. 有料職業紹介事業 8. 前各号の人材育成並びにコンサルティング 9. <u>前各号に掲げる業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 保育施設経営並びに企画・運営 2. 認可保育施設経営及び一時預かり事業の経営並びに企画・運営 3. ベビーシッターの請負サービス 4. ハウスクリーニングサービス 5. 介護サービス 6. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 7. 有料職業紹介事業 8. 前各号の人材育成並びにコンサルティング 9. <u>(削除)</u>

2 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。	2 当社は、前項に付帯 <u>関連</u> する業務を営むことができる。
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>(削除)</u> 、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
(議決権の代理行使) 第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主又は親族を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出し、 <u>又は電磁的な方法により提供しなければならぬ。</u>	(議決権の代理行使) 第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出し提供し <u>(削除)</u> なければならない。
(新設)	第6章 会計監査人  ( <u>会計監査人の選任</u> ) 第36条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>  ( <u>会計監査人の任期</u> ) 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年3月27日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2019年3月27日(水曜日)

以 上